

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

令和二年埼玉県告示第二百九十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百十五号金額の欄イ」に改める。